

介護保険で利用できる施設とサービス

【介護保険とは？】

40歳以上の方が納めている介護保険、一生納付は続きます。が、納める事で、介護保険をずっと利用できます。ただ、公的保険ですので、複雑な手続き・面接・調査などを経て、認定を受けて利用が始まります。支援を受けるルールも細かく、要介護度に応じて1ヶ月あたりの支給額が決められます。要支援1（約6万円）～要介護5（約35万円）の限度内であれば、保険の納付額にかかわらず一割の自己負担で利用が可能です。

介護保険で利用できる施設（65歳以上で、要介護度1以上の人）

◇介護老人福祉施設

（特別養護老人施設）

常時介護を必要とし、自宅での生活が困難な人。

※入所希望者が大変多い。

◇介護老人保健施設

病状が安定期で入院治療は必要ないが、リハビリ・看護・介護を必要とする人。特別養護老人施設のつなぎ利用可。

◇介護療養型医療施設

急を要する治療を終え、長期療養が必要な人。医療行為が必要な人。

◇グループホーム

痴呆状態にある人。



介護保険で受けられる介護サービス

- ◇訪問介護・・・ホームヘルパーや介護福祉士などが家庭訪問して、日常生活の手助けを受ける。
- ◇訪問看護・・・訪問看護ステーションの看護師や保健師などが家庭を訪問し、主治医と連絡をとりながら病状を観察したり、入浴・排泄介助・床ずれの手当てなどを行う。
- ◇通所リハビリテーション（デイケア）・・・介護老人保健施設や医療機関に通い、理学療法士や作業療法士から日常生活の自立へのリハビリテーションを受ける。
- ◇通所介護（デイサービス）・・・日帰り介護施設や特別養護老人ホームなどに通い、食事・入浴の提供や日常動作の訓練などを受ける。
- ◇ショートステイ・・・家庭で療養する高齢者が短期間施設に宿泊しながら介護や機能訓練などを受ける。